

平成27年度第2回  
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：平成28年1月18日（月）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 1号会議室

## 1. 開 会

○常本委員長 それでは、皆様おそろいですし、おおむね定刻でございますので、ただいまから、平成27年度第2回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催させていただきます。

最初に、事務局から、一言、お願いいたします。

○芝井市民生活部長 市民生活部長の芝井でございます。

皆様、今年もよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、前回の会議の中で第2回は年末ごろに開くと申し上げていたのですが、私どもの都合で若干遅くなったことをお詫び申し上げます。

本日の議題は、式次第の方にもございますけれども、平成26年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価をご報告させていただきます。

それから、直接的な議題ではございませんけれども、報告事項といたしまして、札幌市のまちづくり戦略ビジョン、5年間の行政計画のアクションプラン2015についてのご説明、札幌市アイヌ住宅新築費等貸付制度の運用見直しに関する意見書についてのご報告でございます。忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

続いて、私から配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、式次第があって、次に、資料1のアイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）です。それから、資料2の札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015、資料3のアイヌ住宅新築費等貸付制度の運用見直しに関する意見書がございます。

それから、参考資料として、1枚物で平成26年度のアイヌ生活相談員相談件数集計表、アイヌの人々に対する相談についての報告書、これは国がまとめたものですが、それを添付しております。最後に、カラーでインカルシペのアイヌ民族文化祭のチラシをお配りしております。

何か不足がある方はいらっしゃらないでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

○常本委員長 それでは、続いて、委員会の成立要件について、事務局からご確認をお願いします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の生野でございます。

私から、委員会の成立について確認いたします。

委員会規則第4条第3項では、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。

本日は、委員総数10名に対して7名の委員にご出席いただいておりますので、この会議は成立しております。

なお、小野寺委員、高橋委員及び本田委員からは、欠席する旨のご連絡をいただいております。

以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

会議は成立しているということでございます。

## 2. 議 事

○常本委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題ですが、先ほどご紹介ございましたように、前回の会議での意見交換を踏まえまして、平成26年度の札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）を事務局及び私の方で取りまとめてみましたので、事務局からその内容についてご報告いただいた上、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

では、初めに、事務局から内容のご説明をお願いします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） では、資料1の平成26年度札幌市アイヌ施策計画に係る検証評価（案）でございます。

こちらは、三つの施策目標に分けて評価してございます。

まず、施策目標1、市民理解の促進でございます。平成26年度事業の進捗といたしましては、1回目の会議で説明いたしましたけれども、伝統文化の啓発活動としまして、小・中・高校生の団体体験プログラム参加校50校、参加者3,692人で実施いたしました。

また、主に大人を対象として、アイヌ文様の刺しゅうや木彫り、料理教室などを行うアイヌ文化体験講座、アイヌの音楽とか舞踊、制作体験などを行うアイヌ文化交流センターの月間イベントを開催しております。また、アシリチュプノミとか季節に合わせた行事、札幌駅前通地下歩行空間等を活用しました伝統文化体験やパネル展などを計画どおり実施してございます。

昨年度は、自然をテーマとしたアイヌ民族を象徴するモニュメント、タペストリーですけれども、JRタワーの1階西コンコースと札幌市役所本庁舎の1階のロビーに設置しまして、そのオープンセレモニーではアイヌの伝統舞踊を披露するなど、多数の市民が様々なアイヌ民族の伝統文化や歴史に触れることができたと考えております。

また、教育等につきましては、平成25年度に引き続きまして、小学4年生及び中学2年生の授業において、副読本等によりアイヌ民族の歴史と現在について学習を行いましたほか、札幌市職員や教職員を対象とした研修等を行いまして、施策目標である市民理解の促進を進めることができたと思えられるところでございます。

次に、平成25年度事業の検証評価の際に、当委員会の委員からいただきました意見の反映についてご説明申し上げます。

委員からの個別意見としまして、小・中・高校生の団体体験プログラムにつきましては、同じ学校が継続的に参加すること、それから、参加校数を増やしていくことが必要であるというご意見がございました。それに対しまして、各学校に対して参加の働きかけを行いまして、平成26年度は前年度から6校増の50校に参加いただいております。また、25年度と26年度に継続して参加していただいた学校は33校となっております。

続きまして、2ページ目でございます。

施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興についてでございます。

事業の進捗につきましては、歴史の尊重に関する施策といたしまして、中央区の埋蔵文化財センターの埋蔵文化財展示室をリニューアルオープンいたしまして、アイヌ文化期の出土資料を新たに展示したところでございます。

また、アイヌの伝統的生活空間再生事業、いわゆるイオル再生事業では、清田区内の市有地におきまして、自然素材の栽培や育成管理を行いまして、さらに栽培用地をもともと1,000平米だったところを昨年度は拡張しまして、総面積を2,000平米としましたほか、平成25年度に引き続きまして、文化伝承に有効な体験講座を行ったところでございます。

アイヌ文化交流センターにおきましては、伝統家屋や生活民具の継続展示や伝統文化活動を披露するイベント等を開催しております。アイヌ文化交流センターの来館者数は4万7,768人ということで、平成25年度が5万6,455人で減少しましたが、展示室の観覧者につきましては1万8,138人となりまして、前年度の1万7,162人から1,000人以上増加してございます。このように、多数の方が参加できる機会を様々な設けた取組によりまして、施策目標である伝統文化の保存・継承・振興が図られたと認められます。

続きまして、施策目標3、生活関連施策の推進でございます。

平成26年度事業の進捗につきましては、さっぽろ雪まつりの開催と連動いたしまして、民芸品の展示販売スペースでの試行販売を札幌駅前通地下歩行空間で開催しまして、約1万人が来場されております。

また、教育・就職・住宅・医療介護等の相談に対応する生活相談員2名、教育相談員1名を配置いたしまして、平成26年度は約2,100件の相談があったほか、アイヌ民族の児童生徒に対する学習支援として、夏休み、冬休み期間中に教育関係者やボランティア等による学習会を実施し、延べ17名の参加を得るなど、計画に沿った取組が行われたと認められるということです。

続きまして、平成25年度事業の検証評価時にいただきました委員からの意見の反映についてでございます。

委員からの個別意見といたしまして、産業振興を推進するため、工芸品等の展示販売スペースの設置を検討すべきであるとの意見がございました。これにつきましては、展示販売スペースを設置いたしませんけれども、平成26年度も引き続き札幌駅前通地下歩行空間等における試行販売を実施したところでございます。

また、同じく個別意見といたしまして、生活相談や教育相談を通じて、アイヌの人々が置かれている状況の把握や情報収集に努め、問題点を整理することが必要であるという点や、アイヌ民族に対する経済的・社会的支援を充実させることが必要であるという意見がございました。

次のページに参りまして、これにつきましては、具体的な成果が得られていないということから、引き続き取組や検討を行うことが必要であるということでございます。

続きまして、4番目の25年度の検証評価において出されたその他の意見についてでございます。

白石区にある共同利用館という建物は老朽化が進んでいるので、対策を検討すべきであるという意見がございました。平成26年度を取組としましては、電気設備の漏電調査を行ったところでございます。

最後の5番目は、今後についてということで、第1回本委員会の中でいただきましたご意見について記載させていただいております。委員会の個別意見についてということで、まず1点目は、小・中・高校生団体体験プログラムに多くの学校が参加するためにバスを借りる費用の補助が必要であるというご意見がございました。また、アイヌの伝統的生活空間再生事業について、現在の事業を継続しながら小金湯のサッポロピリカコタンの近隣に里山や水辺空間を含んだイオル用地を確保することが必要であるというご意見がございました。

平成26年度の検証評価の案についての説明は以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました平成26年度の検証評価(案)につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○阿部委員 2ページ目の施策目標、生活関連施策の推進で、生活相談員、教育相談員のことが書いてありますが、職業相談員のことに触れていません。参考資料では職業相談が載っていますが、これはどういうことですか。

○事務局(生野アイヌ施策課長) 失礼しました。参考資料を説明するのを忘れておりました。

参考資料として、1枚物の平成26年度アイヌ生活相談員相談件数集計表というものがございます。

こちらは、札幌市の生活相談員2名が受けた相談の内容でございます。分類としましては、生活相談、教育相談、職業相談、住宅相談等々でございますけれども、これは、ハローワークの職業相談員が受けた相談ではなくて、札幌市の生活相談員が受けた職業に関する相談でございます。

なお、もう一つ、参考資料がございまして、分厚い資料でございますけれども、アイヌの人々に対する相談についての全国的見地からの施策の展開に関する調査研究事業報告書というものでございます。

こちらは、第1回目の推進委員会におきまして、常本委員長からご意見を頂戴しまして、厚生労働省で平成25年度と平成26年度に試行的にアイヌの方々に対する電話相談を実施いたしまして、こちらが平成26年度の電話相談の事業についての報告書でございます。

42ページからは相談内容についての分析が載っております。お時間の関係で詳しくは

説明いたしませんけれども、私どもはこういったものを参考にしながら、今後の相談とか相談をもとにした施策の展開について参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○常本委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 私が聞きたいのは、例えば平成26年度事業の進捗で、丸が二つあって、教育・就職・住宅・医療介護等相談があったということです。就職相談というのはどういう具体的なことがあったのか、ここに書いていないのでお尋ねしたいと思います。

○事務局（生野アイヌ施策課長） どういう中身かということでございますね。申しわけございませんが、中身については把握しておりません。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 同じ2ページの（2）の丸の二つ目ですが、生活相談や教育相談を通じて、アイヌの人々が置かれている状況の把握や情報収集に努め、問題点を整理することが必要であるという意見があったのと、二つ目は、アイヌ民族に対する経済的・社会的支援を充実させることが必要であるとの意見があったが、具体的な成果が得られていないことから引き続きと取組や検討が必要というのは、どういうことを指しているのですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） ここに書いておりますとおり、具体的な取組、成果が得られていないということで、このようになっております。

○阿部委員 何かしたけれども、成果が得られなかったということですか。どんなことをなさったのですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） この取組に関して、検討はしましたけれども、具体的に目に見えるようなものはなかったということです。

○阿部委員 検討したけれども、何かをしたということではないという理解でよろしいですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） はい。

○常本委員長 残念ながら、まだ形になる施策の段階には至っていないということだと思います。

○阿部委員 4番目に共同利用館のことが書かれておりますが、平成26年度は電気設備の漏電だけを調べたのですね。私たちがお願いしているのは、2階のトイレや流し台など水道が使えないのでお願いしていると思うのですが、それについてはどうなっているのですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） ここでの評価は平成26年度の取組になっておりますので、こういった調査を踏まえまして、後ほど札幌市まちづくり戦略ビジョンのアクションプランの報告の中で取組についてご説明したいと思います。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

これは、今お話がございましたように、平成26年度に、推進計画について、何が成果として得られたか、そして、どういう課題が残っているかということを取りまとめたもの

です。それぞれの項目については、いろいろとご意見をいただきながら、まだその施策に具体的に踏み込めていないものや、別項目で扱っているもの等もあるということが今のやりとりからある程度お分かりいただけたかと思います。

そういう形式的な取りまとめの内容に余りこだわらなくて結構ですから、これに関連あることでお気づきの点があれば幅広にご指摘、ご意見いただければと思います。前々から申し上げているとおり、皆様のご意見をいただく機会がそれほどあるわけでもございませんので、この機会にご意見があれば是非いただければと思います。いかがでしょうか。

○阿部委員 先ほどのことと関連するのですけれども、職業相談の問題です。

言うまでもなく、札幌市内にハローワークが3カ所ございまして、中央と北と東とそれぞれアイヌ教育相談員が配置されておりますが、市はそこの連携はないのですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 直接、私どもとハローワークで連携しているということとはございませんけれども、職業相談員と札幌市の生活相談員がおりますので、相談員同士の連携はあると思っております。

○阿部委員 札幌市内のハローワークのメンバーなど相談員同士は、札幌アイヌ協会が推薦しておりますので、みんな仲間ですから、当然、連携するのです。ただ、職業相談にはどのような要望があるのかを市で掌握しておくべきではないかというのが私の意見です。よろしく願いいたします。

○常本委員長 ありがとうございます。

そういった意味では、先ほどご紹介がございましたけれども、国において行われた電話相談の試行についての研究結果をご紹介いただいておりますが、こういったものをできるだけ幅広に関連する情報を踏まえて札幌市としてのあるべき対応の仕方の参考にしていただくことを含めたご意見として承っておきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○貝澤委員 最後の方に、今後について、小金湯のサッポロピリカコタンの近隣にという項目があります。先ほど、清田は1,000平米から2,000平米に増やしたということは伺いましたが、この近隣にというところでちょっと調べたとか何かあるのですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） もともと清田区の栽培用地を選定する際も、ピリカコタンから近い方がいいということも検討したのですが、なかなか見つからなかった状況もありまして、現在においても状況としては余り変わっていないところでございます。

○常本委員長 イオル再生事業にかかわるお話でございしますが、直接の議題から離れることになるかもしれませんが、関連することで、もしご参考になればと思って、一言、お話しさせていただきます。

今、札幌市を含む道内のアイヌ文化の伝承に熱心に取り組んでおられる自治体を中心にイオル再生事業が行われておりますが、そのほかに、ご承知のとおり、2020年をめどに民族共生の象徴となる空間が白老に設置されることになっているわけです。ただ、問題として従来から指摘されていたのは、白老に設置されるアイヌ民族文化博物館、民族共生

公園とそれ以外の地域との連携がどうなるのかということです。表現が適切かどうか分かりませんが、ほかの地域は置いていかれるのではないかと懸念が従来からいろいろと出されてきました。そういったものに対する国側からの対応として、広域連携区域というものを設置して、そこでそれぞれの地域と白老の象徴空間との連携がうまく図れるようにしていきたいという検討が行われていると聞き及んでおります。

その具体的な中身は、国としてもまだ具体的にお示しできるものがあるわけではないのですけれども、逆に、各地域ごとにその地域が白老の象徴空間と連携して全体としてアイヌ文化の振興に取り組んでいく、あるいは、より積極的に進めていくためには、その地域としては何ができるのか、何が必要なのか、国からのどういう支援が必要なのかということについて意見を求めることになると思います。

それとこのイオルの関係も十分整理されていないところがありますけれども、そういう意味では、例えば、札幌市も、白老にできる象徴空間にとって非常に重要な連携地域、いわゆる広域連携関連区域になりますので、札幌市として、あるいは、札幌市で文化伝承に当たっておられるアイヌの方々としてどういう支援があれば白老の象徴空間とより有効に連携を図っていけるのかということについて、具体的なご提案をいただくことになる見通しですから、是非そういった方面も含めて札幌市のアイヌ協会としても、札幌市にお住まいのアイヌの方々としてもお考えをお聞かせいただければと思います。その人たちがここで言うピリカコタン周辺の事柄についても、そういった方面からの検討も可能性としてあるのかもしれませんが。

特に、イオル再生事業は、ご承知のように予算的に非常にきつくなってきていますので、このイオル再生事業の枠の中でやれることは限られておりますから、いろいろな可能性を追求する必要があると思っているということをお聞かせいただき、ご参考に供したいと思っております。

話をもとに戻しますが、この検証につきまして、ほかにいかがでしょうか。

○川村委員 2ページ目の(1)平成26年度事業の進捗で、「アイヌ民族の児童・生徒に対する学習支援として、夏休み、冬休み期間中に、教育関係者やボランティアによる学習会を実施し、延べ17名の参加を得るなど」と書いてありますが、このところをもう少し具体的に、どこで、どのような、また、どんな方が参加されて、こういった形でボランティアは招集されたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○事務局(生野アイヌ施策課長) こちらの学習支援につきましては、札幌市が札幌アイヌ協会に委託して実施している事業でございます。夏休みと冬休みに5日間程度、中央区民センターにおきまして、アイヌの子弟を集めまして、ボランティアにつきましては、札幌アイヌ協会を選定した先生のOBとか教育関係者に、学校の夏休み、冬休みの宿題とか、教材を用意しましてその教材について学習するという内容でございます。

○川村委員 ボランティアはどういった形で募集されているのですか。

○事務局(生野アイヌ施策課長) 札幌アイヌ協会に委託していますので、ボランティア



は札幌市アイヌ協会で募集しております。

○常本委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○小松委員 感想になるかもしれませんが、1 ページ目の26年度事業の進捗のところの丸の三つ目、「教育等について」の小学校4年生及び中学校2年生に副読本等というところ です。

実は、学校はいろいろな副読本的なものがあります。例えば、エネルギー関係、お米、自動車等のリーフレットやパンフレットがたくさん配られるのです。そういう中で、アイヌの副読本も配られているのですが、教職員用の副読本が平成27年度から配られたと思います。つくったのは26年度だと思えるのですけれども、それは教える側には大変ありがたかったです。副読本だけを配って、これで勉強してくださいと言われてもなかなか難しいけれども、これをどう活用するかというところまで踏み込んだ教師用の副読本という発想はありがたかったというのが現場としての感想です。

○常本委員長 ありがとうございます。

これは、副読本を児童生徒の皆さんに配るのはいいけれども、教える側としてはどうやって教えたらいいいのかというのは現場では大変苦勞しておられたという話は以前から大変ご指摘をいただきまして、そのための指導用の資料をようやく作成してお配りすることができたと聞いております。ただ、これも配ればいいというものではなくて、それをさらに使った具体的な指導案や、指導の実例にさらに踏み込んで手厚い手当が必要だろうと思 います。その試みは既に一部で行われておりますけれども、さらにそれを充実させていく ことも含めて対策をとっていければと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

○矢橋委員 基礎的なところで申しわけございませんが、教えてください。

検証評価というのは、この案が了解、了承された後はどういう手続になるのでしょうか。例えば公開されるのはホームページとか広報さっぽろという媒体になるのでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 本委員会の議事録と一緒に、札幌市のホームページにおいて公開する予定でございます。

○矢橋委員 その際、例えば、パブリックコメントみたいな感じの手続の流れとは別になる のですね。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 本委員会における検証評価ということでございます ので、パブリックコメントは予定しておりません。

○矢橋委員 ありがとうございます。

○常本委員長 あくまでも、矢橋委員を含む皆様方がパブリックのかわりとして、是非厳 しいコメントをいただければと思っているところです。

ほかにいかがでしょうか。

○多原委員 2 ページの（2）の丸の2 番目です。

「生活相談や教育相談を通じて、アイヌの人々が置かれている状況の把握や情報の収集に努め」ということで問題点を整理するということです。具体的には成果を得られていないということでした。今後、アイヌの人たちの生活改善はきちんとしたデータが必要になってくると思います。

今回、電話相談を行われているところの大きな報告書も出ております。北海道では北海道アイヌ生活実態調査も行われております。今までは7年に1度、この次からは5年に1度実施するというのですが、私も何度かかわりまして、きちんとした情報収集や置かれている状況の把握は、この実態調査からはなかなか難しいと思うのです。今後、こういうことを進めていくために、生活相談員、教育相談員を含めて、札幌市として情報やデータとして生活を把握できるような方法を考えていかれるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

今後は、先ほどご説明しました厚生労働省の報告書も参考にしながら、さらに分析を進めてまいりたいと考えております。

○常本委員長 よろしいでしょうか。

○多原委員 全国で電話調査を行ったデータもとても大事だと思います。前回の実態調査では、札幌市内も北海道全体でもアイヌ民族の人口が減ってしまいました。私は、調査の仕方だと思っております。札幌市は、多くの人口の中でアイヌの人たちを調査するのは、時間的に非常に大変です。

教育相談員、生活相談員がおりますし、さらにサポートする形で、札幌での実態調査のようなもの、聞き取り調査のようなものが必要だと思います。全国の調査も参考になるとは思います。もう少し具体的に進めるためには、そういった調査も今後は必要かと思えます。

○常本委員長 大変貴重なご意見だと思います。

これは、確かに、札幌市に限らず、対策あるいは施策の対象となる方々の実態をどう把握するかは、常々課題になることだと思います。今、多原委員からもご指摘がございましたように、道が定期的に行っているもの、あるいは、国において行ったものなどがありますが、いずれも本当の意味で十分なものになり得ているかという、申し上げるまでもなく、大変問題点も多く指摘されているところであるわけです。

そうとは言いながら、既存の調査データもございますので、それらは十分に把握した上で、活用できるものは活用していくということは、先ほど事務局からお話がありましたように必要なことでもあります。一方で、多原委員がご指摘のように、札幌市固有の問題、あるいは、都市部特有の課題があるのも事実だと思いますので、札幌市独自の調査が必要だろうというご指摘は大変重要なご指摘かと思えます。ただ、一方で、どういう調査できるのかということは、私ども大学でも調査してございますので、その経験から考えても極めて大変なことは間違いございません。それをやるに当たっては、現実問題、アイヌの方々

の組織の全面的なご協力をいただかないと実施できないのです。そういった意味では、札幌アイヌ協会の全面的なご協力をいただかないと、恐らく、いかなる形においても実施できないのだろうと思っています。

その中間的な、現実的な方法として、今、多原委員からご指摘があったものとして、相談員等が既に把握しているものを十分に整理してということも第1段階としてはあり得るのかもしれませんが。もちろん、相談員が把握しておられるのは全体像の一部と言わざるを得ないでしょうから、それで十分とは決して言えないと思いますが、まず第1段階として活用できるものはできるだけ活用するという観点から、相談員が把握しているものについて札幌として何かくみ上げられるものはないかということは、一度、事務局としてもご検討いただいてよろしいのではないかと、今の多原委員からのご指摘を受けて考えたところでございます。

いかがでございましょうか。

○多原委員 3ページの今後についてです。イオル再生のお話が出たときに、委員長から象徴空間のお話がありました。今後、白老と他の地域の連携を図ることをこれから模索していかなければならないところです。この2月、3月に白老と札幌の地域の人たちと壮年から若い人まで全部含めて話をする予定です。

この1年くらいの中に、委員長がおっしゃったように、象徴空間ができるどころと他の地域でいろいろな面で格差ができるのではないかという話も何度か聞きます。

白老で、担い手育成事業ということをして、集中的に数年かけて実施しておられます。今後、アイヌ文化を伝承する上で若い人たちが巣立っていくことは非常にうれしいのですが、全道から担い手になるような人が白老にどんどん行っています。これからもさらに行くと考えられます。札幌でもアイヌ文化伝承をしっかりと進めたいと思っていますが、一般社会と同じように私たちの組織の中にも高齢化の波が押し寄せています。象徴空間のオープン時、オリンピック開催時に、今、文化伝承をしている人たちが体力的に間に合うのかどうかという心配もあります。

今後、アイヌ文化を伝承するのはアイヌ自身がしていくべきだと思っています。白老以外の地域でも文化伝承者をどのように育てるかということ、私たち自身も、札幌市自身も考えていかなければならないと思います。札幌は北海道で一番人口も多く、各地からも人が来ますが、実際にやっていく人がいなくなってしまうという問題があります。今、人を育てるということを考えていかなければいけないと感じていますので、札幌市も一緒に考えていただきたいと思っています。

○常本委員長 大変重要なご指摘だと思います。確かに、今、担い手育成事業というのは、白老のアイヌ民族文化博物館で受託して、専ら、そちらの方でプログラムを進めているわけですが、ただ、恐らく二つほどの問題があって、一つは、白老のアイヌ民族博物館に若い人たちが集まって、そこで文化伝承に関する様々なトレーニングを受けていて、そのトレーニングの場が白老だけでいいのかというご指摘も今のご発言には含まれていたと思いま

す。ただ、恐らく、白老に関しての問題は、トレーニングを受けた人がトレーニングの成果をその後どこで発揮できるかという問題で、端的に言えば、そこでアイヌ文化に関する様々な技術を身につけたとしても、それによってどこかで就職できるかという問題が実はあります。それから言うと、例えば、札幌市のような大都市において、何らかの身につけた文化を発表するような、あるいは、生かすような場が用意できないのか、札幌市の特性を生かしたかわり方を考えると、それが一つあるのではないかという気がいたします。

もう一つは、アイヌ文化といっても、言うまでもなく、伝統的な昔ながらの文化ばかりではないわけで、それが現代的にどう発展していくのかという文化の現代化、あるいは、今後どう発展していくのかというところが同等以上に重要な問題を意味していると思います。例えば、音楽の面であれ、何であれ、過去の文化を基盤にしなが、それをより将来的に、現代的に発展させていくという試みを行う場としても、都市というのが最も可能性を秘めている場だとするならば、それをどう生かしていくかを札幌市として考えるべきだと思います。

その場合、札幌市というのは、自治体としての札幌市という意味だけではなく、札幌市に住んでいる市民や、アイヌの方々も含めて考えていくべきことではないかと感じながら今のお話を承っておりました。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 きょうは、ほかに報告事項等がございますけれども、主たる議題の検証評価につきまして、幾つかご質問等がありました。ほかに特にご指摘等がなければ、平成26年度の検証評価につきましてはこのように取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、検証評価については、こういう形で確定させていただきたいと思います。

細かい文字の修文等につきましては、先ほど矢橋委員からご指摘がございましたように、最終的なチェックを経た上で市民に公表したいと思いますが、基本的な内容についてはこういう形で確定させていただきたいと思います。

万一、文章等々の修正がありましても、時間の関係もございますので、事務局と私にご一任いただければありがたく存じます。

そういう形で最終的に取りまとめたものにつきましては、後日、皆様のところにお送りさせていただきます。

続きまして、報告事項に移らせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、報告事項の①として、「札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015」についてご説明をお願いします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015、速報版と書いております。

このプランは、昨年12月に札幌市が公表したものでございます。こちらの全体版につきましては、札幌市のホームページに掲載しておりますけれども、今回はアイヌ施策に関する箇所のみ抜粋してお配りしております。

1枚おめくりいただきまして、2ページと書いてあるところでございます。

まず、計画の位置付けや計画期間についてでございます。

札幌市におきましては、平成25年10月に、新たなまちづくりの指針、札幌市まちづくり戦略ビジョンを策定しました。今回のアクションプランは、この戦略ビジョンを実現するための中期実施計画として、平成27年度から平成31年度までの5年間におきまして、札幌市の行財政運営や予算編成の指針となるものでございます。

次に、具体的な事業について説明いたします。

26ページと書いたところでございます。

中段の主な事業と書いてあるところの2段目、アイヌ文化を感じられる空間の整備検討事業でございます。こちらは新規事業でございます。前回の委員会でもご説明いたしましたけれども、地下鉄の南北線さっぽろ駅のコンコース部におきまして、アイヌ文化を感じられる空間を整備することとしまして、現在、有識者による検討会議を重ねながら整備内容を検討しているところでございます。この検討会議には阿部委員にもご参加をいただいているところでございます。

なお、この資料におきましては、事業費600万円となっておりますけれども、これは平成27年度、今年度に空間整備構想を策定するための経費となっております。今後につきましては、来年度、整備内容の詳細についてさらに検討するとともに、整備に係る設計を行いまして、平成29年度以降に工事を行う予定でございます。

次に、その下の段のアイヌアートモニュメント設置事業でございます。こちらも新規事業でございます。

昨年度、JRタワーと札幌市役所ロビーにアイヌアートモニュメントを制作、展示しましたけれども、それに続きまして、市内の各所にもモニュメントを展示しようということで、昨年度の本委員会におきましても、委員の皆様からご意見を伺ったところでございます。

具体的な内容につきましては、今後、関係者の方々と調整の上で決めていきたいと考えておりますが、市民の参加によるアート作品を4作品ほど制作し、展示したいと考えております。

次の段ですが、アイヌ伝統文化振興事業です。こちらには、アイヌ文化の体験講座やアイヌ文化交流センターにおけるイベント開催など、既存の事業も含まれておりますが、拡充を図るものとしましては、小・中・高校生の団体体験プログラムの参加校数を増やしていきたいと考えております。この資料におきましては、平成26年度50校（50団体）

から平成31年度は130校（130団体）となっておりますが、内訳としましては、団体体験プログラムを30校増やしたいと考えております。

それから、以前、本委員会でもご意見がございましたけれども、小金湯のピリカコタンまで学校が遠くて行けないということもありましたので、ピリカコタンに来ていただくのではなく、学校に出向いて行って行う事業、これを出前体験プログラムと呼びたいと考えておりますけれども、これを50校行いまして、合計で80校増やしたいと考えております。

こちらにつきましても、本委員会においてご意見がございましたけれども、体験プログラムに参加するためのバス代の負担が支障になっております。体験プログラムに参加する一部の学校に対しまして、バス代を本市が負担することも考えております。ただ、こちらにつきましても、全ての学校に対してバス代を負担することは認められておりませんので、この計画上は30台分ということで多くないのですが、こういった取組も徐々に進めていきたいと考えております。

この参加校数やバス代の負担につきましても、今後5年間において段階的に増やしていきたいと考えております。

また、アイヌ伝統文化振興事業の中には、工芸品の振興に関する取組についても含まれております。こちらの事業の中には常設店舗の設置に関わる工事費等は含まれておりませんが、実際に販売を行う際には、販売を行う組織や主体が必要と考えております。現時点におきましては、そういった組織の設立や支援といった検討費を想定した計画となっております。

続きまして、次のページをごらんください。

下段のその他の事業の1行目のアイヌ関係施設リフレッシュ事業です。こちらは新規事業でございます。先ほどもお話がございました白石区の共同利用館につきましても、老朽化が著しいということで、修繕が必要というご意見もいただいております。これにつきまして、計画期間内におきまして、先ほどお話がありました水回り等の設備の改修を行って、使い勝手のいい施設にしたいと考えております。

また、サッポロピリカコタンの屋外展示物や屋内展示物につきましても、改修とか展示替えということも考えております。

次に、1行飛ばしまして、アイヌ伝統的生活空間再生事業と、その次のアイヌ住宅建築費等貸付事業です。こちらにつきましても、この計画におきましては、これまでの事業の継続となっております。

以上が札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015のアイヌ施策課に関連する事業でございます。

今後につきましては、この計画に基づきまして、各年度の予算編成を経て事業を実施していくこととなります。

資料についての説明は以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、ご説明がございましたアクションプラン2015について、ご質問等があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部委員 26ページの一番下にある生活困窮者自立支援事業の説明はしなかったけれども、これは何ですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） こちらは、保健福祉局の事業でございまして、アイヌの方に限らず、生活に困窮された方の支援ということです。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○矢橋委員 アイヌ文化を感じられる空間の整備検討事業についてです。

こちらは、さっぽろ駅のコンコースということで、交通局との兼ね合いは予算的にどういう配分になるのでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 駅の中に整備をすることになりますので、私どもが整備をする際には、交通局に予算を委託して交通局が工事を行う場合もございますし、交通局とかかわりのない設備でしたら私どもが直接発注することもあります。いずれにせよ、交通局と協議を進めながら整備を行っていくことになります。

○矢橋委員 ありがとうございます。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 先ほど言ったことで、生活困窮者自立支援事業を保健福祉局総務部でやっておっしゃっていますが、これはどういう事業なのか教えてもらえませんか。

○事務局（芝井市民生活部長） これは、いわゆる生活保護法の生活保護事業はご存じだと思いますけれども、そこに至る前の生活に困ったという方を対象にして、相談事業とか就労支援、生活指導を行う事業だと聞いています。

○阿部委員 アイヌのことには直接関係ないのですけれども、先ほど一番最初に生活相談、教育相談、職業相談、住宅相談という参考資料もございましたが、これは道の方でも実態調査をしましたし、北海道大学でもやっていたいただきましたけれども、所得が非常に低いということです。例えば、25年間、国民年金をかけましたが、所得が低いものですから、本当に頑張って頑張って25年かけてきて、国民年金の受給対象になって、いざもらったら、2カ月で10万円です。また、そこから介護保険料を1万円ずつ引くのです。使いもしないのにです。介護保険はそういうものだと思いますけれども、手元に8万円しか来ないのです。そうすると、1カ月4万円しかないのです。これでどうやって生活するのですか。

こういうことを考えると、かけていてその10万円をもらう人がすごいだけでも、うちの場合はパートとか、仕事がないとって年金すらもかけられない人がたくさんいるのです。

また、後でもお話をしたいと思いますが、住宅を借りていても家賃が払えなくて、家財道具を全部出されて、鍵を取りかえられるという人も年に何人もいます。だから、市

としてこういうようなことをきちんとおやりになって、3,000人も対象に9億3,300万円も使ってやるのであれば、当然、アイヌに対しても、先ほどの生活支援とかいろいろな事業をやるとおっしゃっているわけですが、平成26年度は何もできませんでしたということかどうかわかりませんが、こういうものを見ると、一般にはこういうことをやっていたらいいのだと思うわけです。

どうでしょうか。私が言っていることはおかしいですか。

○事務局（芝井市民生活部長） この生活困窮者の事業についても、説明欄に書いてありますけれども、国の立法措置に基づいてやっていることです。やはり、生活保護、セーフティネットとしてやる生活対策は、国の政策によるところがかなり大きいと私どもも思っています。したがって、アイヌの人々に対する生活支援という施策も、国の方で枠組みをつくってくれることが一番早道なのではないかと思っています。

○阿部委員 分かりました。

○常本委員長 申し上げるまでもないこととは思いますが、この支援事業については、生活困窮者という意味において、アイヌ民族の方々も対象になり得るわけです。ただ、いわゆるアイヌ民族のみをターゲットにした施策以外にもアイヌの方々を活用できる施策がいろいろとあるわけですから、そういったものについて、これまでも周知を図って来られたと思いますけれども、これからはさらに、活用し得るものについて、アイヌの方々に広くご理解いただいて活用していただけるように、さらに一層ご努力をいただければと感じております。

ほかにいかがでしょうか。

○矢橋委員 アイヌ文化を感じられるアイヌアートモニュメントとアイヌ伝統文化を縦に見ると、文化とアートということで、全て文化的なものでありますが、市民文化課は市民生活部の中にあるのですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 市民文化課は観光文化局です。

○矢橋委員 そうすると、そちらはそちらでアートの予算が別途ついているのですか。国際芸術祭も観光文化局ですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 観光文化局です。

○矢橋委員 そうすると、アートというラインで見ると、いろいろなところにまたがって予算が配分されています。特に、国際芸術祭というのは結構大きな事業として予算も配分されていると思うので、そういったところでアイヌの文化的なものに付け替えるという言葉が正しいかどうか分かりませんが、それはできるのかなと思いました。

先ほどの委員長のお話にあった伝統文化をせっかく身につけても発表の場がないというのは非常に気の毒に思います。例えば、大阪の文楽は、誰も見ないからといって前の市長がやめてしまえと言いました。でも、それは、やめてしまうのは簡単だけれども、やめたら伝統が途切れることを考えなければいけないという声がたくさん上がったのと同じで、やはり、発表の場は発表の場として常設の劇場か何かに設けた方がいいと思います。それ



で収入が安定するかどうかは別の問題になるかもしれませんが、先ほどのバス代をかけて小金湯まで行くのが大変という話があったのですけれども、一方で、劇団四季の常設劇場のところにみんなでキャッツを見に行くというバス代は、別途、何とか捻出されていると思うのです。ですから、これからNHKのところに新しい建物ができるときにアイヌの常設小屋ができて、そこにみんなで見に行きましょうというものもアイデアとしてあればおもしろいと思いましたので、申し上げました。

○常本委員長 ありがとうございます。

申し上げるまでもありませんが、きょうは、アイヌ施策課で担当しておられるものについてのお話になっております。ただ、当委員会としては、年度初めになります。このアイヌ施策課担当以外の札幌市で行っているアイヌ施策にかかわる事柄についてもご報告があります。

さらに、今、矢橋委員がご指摘のように、あえてアイヌ民族に直接ターゲットを絞ったというよりも、広い意味での札幌市民として関心を持ってしかるべき文化の中に、当然のようにアイヌ民族にかかわるものが入ってくるというようなことが自然に行われるのが望ましいということをご指摘のとおりだと思います。できるだけそういう方向に持っていきたいと思います。これは、札幌市に限ったことではなく、道においても、国においても同じような関心で進めているかと思えます。まず、それをやるためには、アイヌ民族にターゲットを絞ったところから始めないと、それが一般的に自然に受け入れてもらえるところにまで市民や国民の理解が進まないというところに根本的な問題があるという感じがいたします。是非そういうふうに持っていきたいと思っているところでございます。

ほかにどうぞ。

○小松委員 アイヌ伝統文化振興事業の中で、出前体験プログラムがあります。ピリカコタンまで行けないのだったら、こちらから学校へという発想は素晴らしいと思います。

理科で、移動天文台とか移動プラネタリウムというおもしろいものがあります。行くのは大変だから、来ていただいて、体育館で一つのドームみたいなものでプラネタリウムをやってくれるものがありまして、大変好評です。そういう発想からすると、移動ピリカコタンみたいな感じで、例えばピリカコタンにあるアツシ織の着る物とか楽器等を一つのセットにして、それごと移動していただけるような発想もありがたいと思いますが、どうでしょうか。

○常本委員長 札幌市か北海道博物館で、外でアイヌ文化に関して広く知ってもらうためのキットをつくっていませんか。私が承知しているのは、大阪にある国立民族学博物館ですが、民族関係の教育として、特徴的な民芸品や着物といったアイヌ文化に関する基礎的な素材をセットにしたものを用意していて外部への貸し出しを行ったり、それを使って文化に触れていただくということをやっております。

○小松委員 札幌市でも、そういうものの貸し出し事業がありまして、申し込みをすると貸し出していただけます。ただ、私が思っているのは、アイヌの方に来ていただいて体験

プログラムをやるときに、それも一緒にセットで来てくれると非常に効率がいいと考えます。

○常本委員長 今は、バラなわけですか。

○小松委員 頼む場合は、自分で市教委に申し込んで貸し出しを受けまして、取りに行つて、返しに行くことになります。

○常本委員長 担当が別なのですね。

今の小松委員のご発言は、実際的な問題を指摘しておられる気がします。効果という観点からいうと、素材とそれを使って教える方がある意味セットで手配できるような仕組みが何か考えられないのかなという気がいたします。担当する部局が違うにしても、そこはうまくコーディネートできるような工夫が可能かどうか、ちょっと検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、アクションプランについてのご報告は以上とさせていただきます。

次は、報告事項②「札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付制度の運用見直しに関する意見書」についてのご説明をお願いいたします。

○事務局（赤江調整担当課長） 調整担当課長の赤江と言います。

貸付制度の見直しについて、私からご説明させていただきます。

資料3をごらんください。

意見書の本書もつけていますけれども、説明につきましては、A4判の表裏1枚の資料3をもとに意見書の概要について説明させていただきたいと思っております。

まず、アイヌ住宅の貸付制度の運用の見直しですけれども、前回の委員会でもお話しいたしましたが、多額の滞納額があるということで、この解消に向けて平成27年度は収納対策の強化はもちろんですけれども、それに加え、貸付制度について問題点がないかについて、外部の有識者の意見を聴取して、これを踏まえて行うことにしております。

二つ目の見出しにありますとおり、昨年7月に委員会を設置しました。

構成は、3人の委員に担っていただいております。1人は、北星学園大学社会福祉学部の木下教授、弁護士の河口氏、金融機関の専門家として住宅金融支援機構の北海道支店の酒井副支店長の3名に委員になっていただき、昨年に3回の会議を開いていただき、最終的に12月2日に意見書ということで札幌市に提出がございました。

意見書の概要についてご説明させていただきます。

総論と各論に分けてご説明させていただきます。

まず、一つ目の総論は、運用の見直しについては、二つの観点から行うべきという意見をいただきました。一つ目は、新たな滞納の発生を抑制する観点、もう一つは、債権の担保を図る観点、この二つの観点で行うべきというご意見をいただきました。

ただし書きのところにございますけれども、全体的な話ということで、貸付審査基準については大きな問題はないのではないかというご意見をいただきました。現在、アイヌの住宅貸付けは、宅地を取得して新築で建てる場合、限度額が1,350万円で、それだけでは建ちませんので、民間の金融機関との併せ貸しをしているケースが実例として多いです。あわせ貸しをした場合は、必ず民間の金融機関の審査も通過していることを考えると、この審査基準全体として大きな問題はないということを経験的な意見としていただいております。

次に、各論に移ります。

こちらは、各論点に基づいて、それぞれご意見をいただいております。

まず、一つ目の論点は、借受人の収入要件です。現在は、①として、年間総所得が生活保護基準の年間額を上回っていること、②として、年間返済額は年間収入額の25%を上回っていないこととなっていますけれども、これについてどうだろうかということでご意見をいただきました。

囲みのところに委員の意見とありますように、こちらの収入要件については、特段の問題はないというご意見をいただいております。まず、収入のところ、年間総所得が生活保護基準の年間額となりますので、収入に換算しますと、家族構成によっていろいろ違うのですが、例えば、お子様1人で夫婦2人の場合は330万円、お子様2人の場合は380万円、年収に換算するとそういった金額になります。民間の金融機関の場合ですと、今、400万円以上というところもございますので、著しく格差はないということで、こちらの方は特段問題ないというご意見をいただきました。

裏面に移っていただければと思います。

論点2は年齢制限についてです。

現在、アイヌの住宅貸付けでは年齢制限を設けていませんけれども、民間の金融機関は、例えば完済時は80歳未満と年齢制限を設けていることが多いです。こちらの方は何らかの年齢制限を検討すべきというご意見をいただきました。

次に、論点3の同居人の収入合算について制限を設けていないことの是非です。現在、同居人の収入合算について、特に制限は設けていませんけれども、委員の意見としましては、長期的に不安定な収入というのは合算すべきではないというご意見をいただきました。こちらに書いてあるとおり、学生のアルバイト収入は適当ではないというご意見をいただいております。また、高齢者の収入の合算についても一定の制限を検討すべきというご意見をいただいております。さらに、収入合算者は、その責任を担保するため、連帯保証人となることを検討すべきではないかというご意見もいただいております。これは、例えばお子さんを収入合算した場合に、将来的に独立して家を出るということもありますので、収入合算をするのであれば、家を出ても連帯保証人として責任を担保する必要があるのではないかとご意見をいただいております。

次に、論点4の違約金を徴収していないことの是非についてです。

現在、運用方針として、原則、違約金は取らない、ただし、悪質な場合は取りますという扱いになっています。ただ、実際の契約書の方では違約金を徴収するということが規定されています。ここは少し矛盾するのではないかということで、契約書に基づき違約金は原則徴収するとした上で、特別な事情がある方もいらっしゃいますので、そういう方は申請をしていただければ免除するという取扱いにすべきというご意見をいただきました。

次に、論点5の連帯保証人の関係です。

重複保証は、1人の方が複数の借受人の保証人になっているケースで、共保証というのは、アイヌの住宅貸付けを受けて払っている人がまた更に他の人の保証人にもなるケースでございます。こういったことにつきましては、人的担保の役割を十分に果たすことができないため、見直しを検討すべきというご意見をいただきました。こちらを認めますと、例えば1人の債務者がお支払いできなくなると連鎖していく危険性もあるというご意見もいただいております。現在、連帯保証人は2名確保することになってはいますが、十分な保証能力が確認できる場合は1名でも問題ないのではないかとご意見をいただきました。

次に、論点6の連帯保証人の収入要件は、現在は借受人に準じてなっていますが、これが適切であるかどうかは、こちらに書いてありますとおり、連帯保証人はそのものの収入額だけではなく、負担の支払い状況も含めて考慮した上で債務負担能力を有することが必要であるというご意見をいただいております。例えば、民間の住宅ローンを払っている方もいらっしゃいますので、そういったことも加味して保証能力があるかということを確認すべきというご意見をいただきました。

次に、論点7は、金融機関との併せ貸しをする場合に、市の抵当権を第1順位としていないことの是非です。先ほど、総論のところ、民間の金融機関との併せ貸しのお話をさせていただきましたけれども、民間の金融機関で貸付けする場合は、自分のところを物的担保ということで抵当権を第1順位ではないと認めないということがあります。そういった場合、今は特別な事情ということで、札幌市は抵当権2位以下を認めております。ただし、そういうことになると、実際に債務不履行になりまして、競売によって配当金となれば第1順位のところがほとんど持っていきますので、札幌市が第2位の場合は配当金がゼロ円となるのが通常でございます。

今はそういう状況であるのですが、委員の意見としましては、先ほど言いましたように、土地を買って新築する場合の限度額が1,350万円ですから、これが第1順位でなければ認めないとすると併せ貸しは無理ということになって、残りの部分は頭金を用意してからにしてくださいということになります。そういうふうになると、この貸付制度自体が利用困難なものになってしまいます。ということで、委員からは、当面、この運用はやむを得ないのではないかとご意見をいただきました。

ただし、現在、国の補助金をいただいている制度ですから、限度額も国の要綱に定められております。こちらを国に要望して、例えばアイヌ貸付けだけで家を建てられるという

ふうになった場合は、第1順位ではないと認めないということもあり得るのではないかと  
いうことはご意見としていただいております。

最後に、論点8の金利についてです。現在、2%でありますけれども、これが適切かど  
うかです。この部分については、今回、両論併記となっております。現在、市場金利がかな  
り低くなっていますので、それがアイヌの貸付けを利用しづらい状況にしているのではな  
いかということがありまして、金利を下げることも考えたらどうかというご意見をいただ  
いた一方で、中長期を通して市場金利が再び上昇した場合もアイヌ住宅は2%以下となっ  
ていますので、そういった場合についてはセーフティネットの役割を担うものとして考え  
ることもできるということです。民間の方も、変動制ですとかなり低いですがけれども、長  
期の固定金利ということであれば、今の2%はそんなに高くないということも背景にある  
というご意見をいただいております。

意見書の概要については以上でございます。

今後のスケジュールですけれども、平成27年度中ということですから、現在、この意  
見書を踏まえて、札幌市としての改正案を検討しているところでございまして、27年度  
中の改正を考えております。次回は年度末の3月にこちらの委員会を開催することにな  
ると思っておりますので、そこで改正案についてご報告することを今考えているところでござい  
ます。

私からは以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明にございました運用の見直しに関する意見書について、ご質問、  
ご意見のある委員がいらっしゃったらお願いいたします。

○阿部委員 この問題については、前回の委員会でもお話があったということです。私は、  
個人的には、見直さなければいけないという思いを従来から強く持っております。

一番最後のページの中段に貸付状況がありまして、現在、貸し付けた人については18  
9人、17億8,400万円です。73人の方が滞納して、4億8,900万円です。

先ほどから説明がございましたが、諸般の事情でいろいろな状況があって払えないとい  
う方も当然いらっしゃるのですけれども、そうでないのに払わない人がいるわけです。こ  
れは、私の個人的なことですけれども、私はそんなのおかしいと20年も言い続けてきて  
いるのです。払わなくていいのだったら払わないよと行って、実際に半年ぐらい払わな  
かったのだけれども、あっという間に何十万円にもなって、びっくりして払いました。

なぜこんなことを言うかといいますと、払わない人たちの中には、俺たちは払う必要は  
ないというとんでもないことを言っているのです。私はびっくりしたのです。何でそんなこ  
とをおっしゃるのですかと聞くと、アイヌ民族に関する新法問題についてということで、  
委員長もかかわっておられたウタリ問題懇話会が昭和63年3月に報告書を出されてお  
ります。この報告書の13ページに、アイヌ民族に対する住宅対策は、ご存じかもしれませ  
んが、北海道旧土人保護法という法律が明治32年に制定されまして、その後、何回か改

正を加えて昭和12年には、アイヌの不良住宅、いわゆるカヤで建てた木造で、中で火をたいているわけですから火事になりやすく非常に危険で、さらに土間もなく不潔だから建て替えなければいけないということで、昭和12年に旧土人保護法の住宅対策を改正しました。そして、1937年ですけれども、これから約15年かけて2,000戸を建設するといって、アイヌのチセを燃やしたり壊したりしたわけです。そして、昭和17年まで実際に5年間やったのだけれども、170戸しか建設していないわけです。このときに何と書いてあるかということ、アイヌのチセを壊して建て替えるに当たっては、8割が国庫補助で、2割はアイヌのあなた方が何とかして払いなさいということです。

ところが、2,000戸建て替えるからといって、不良住宅とか不潔だと取り壊したり燃やしたりしたけれども、実際にはやっていないのです。しかも、この背景には、樺太や千島の強制移住がありました。そして、土地も家も何もないところに来て、掘っ立て小屋で暮らしてきた人もいます。あるいは、明治以降の開拓者が本州からどんどん入ってきました。この札幌もそうです。旭川もそうです。釧路もそうです。帯広もそうです。こういうところは、アイヌの住んでいたチセ、家の周辺の畑すらも、官有地第3種といって全て国有地に入れられたのです。そうすると、アイヌの所有ではないのです。開拓に入ってきた人が川のそばのいいところに家があって、アイヌが住んでいるが、あれは誰の土地なのだ、いや、あれは官有地、いわゆる国有地です、それなら申請したらくれるのかといったら、くれるということで、実際に申請して、和人、いわゆる開拓者に分け与えていったのです。ですから、都市部にいた人たちは山の中へ行ってしまうのです。

これは、旧土人保護法を一番最初に提案した明治26年の帝国議会の議事録に載っています。加藤政之助さんという国会議員ですが、奥尻島の向かいの瀬棚というところに俺は2回行った。昔、3,000人もアイヌがいたというのに、今行ったら200人ぐらしかいない。どこへ行ったのだといったら、みんな山の中に逃げた。全部、アイヌの家、土地まで取り上げたと言っているのではないか、これはひどい、日本は天皇を中心とした素晴らしい国家なのに、こんなひどいことをしていいのかと、帝国議会の議事録に載っています。だから、北海道旧土人保護法をつくって、ちゃんとアイヌの家を建ててやれというのが発端です。それなのに、こんなことになっていることを私たちの先輩方は言うわけです。だから、家を建てるのは当たり前だと言うわけです。

だからといって、払わなくていいことにはならないのではないのでしょうか。私もそう思いましたが、実際に大変な状況で払えない人もいます。先ほど、1,350万円とおっしゃいましたが、滞納額の4億何ぼは何人ですか。実際に75%しか払わないというと非常に悪いように思うけれども、その辺の状況を本当によく考えれば、これについてはもっともっと考えなければいけないと私は思います。

きょうは余り関係ないことを言ったら怒られるのでやめますが、これは、今から十数年前にある市会議員からもらったものです。昭和33年5月に、特殊部落の解消と厚生対策についてと書いて、札幌市が昭和30年以来、藻岩下から豊平川に住んでいた特殊部落の

人たちを解消するために、家を建てたり公営住宅に入居させたりした政策のあらましです。

阿部さん、こういうのがあるのだから、アイヌのあなた方もしっかり市と交渉して住宅対策をやってもらいなさいと言ってくれました。私は、この辺のところをしっかりと考えてもらいたいと市にお願いしました。だから、この委員の先生方が本当に、今、私が言ったようなアイヌの歴史を知っているのでしょうか。どうしてアイヌがまちの中にいたのに、札幌市内にもいたのに、全部あちこちの山奥に追いやられたのですか。そういうことをやって、現在、こういう大変な状況にあることを分かっている先生方に必ず相談してくださいと私はお願いしたはずです。

この3人の方々は、確かに専門家ですけれども、私が今話したようなアイヌの歴史を知っていますか。どうしてアイヌがそういうひどい目に遭わなければいけないのですか。そういうことを私はお願いしたはずです。その辺の経緯を委員長の前で報告してください。お願いします。

○事務局（芝井市民生活部長） この報告書の冒頭にも、簡単ではありますが、これまでの経緯についてお示ししています。この中身については、委員の方々に、我々が事前にご説明して、こういう背景があるので、この住宅貸付けについても必要であるという基本認識に立って、この報告書がつくられています。

それから、この報告書の中身については、常本委員長にもご報告しています。

そういう形で、これまでの歴史、経過は、十分ではないかもしれませんが、理解を求めた上で議論をしていただいたというふうに考えております。

○阿部委員 常本委員長にご相談をしたというのであれば納得いたします。

もう一つ申し上げますけれども、昭和59年、1984年に、当時は北海道ウタリ協会ですが、アイヌ民族に関する法律（案）というものを当時の総会で決定いたしました。この中には、6項目にわたって国に対して要望しております。この中にも、住宅対策についてはしっかりと検討していただきたいということがございます。

私は、こういう資料を、今、こちらにいらっしゃる先生方に見ていただいて、それでご意見をいただくべきだと思います。そうしないと、やはりアイヌがどんなことをやってきたかということも分からなければ、ご意見というのは出しづらいのではないかと個人的に思います。公平・公正な目で見たいと思います。

ただ、冒頭に申し上げましたように、お金があるのに払わないというのは、公平性に欠けますし、いけないことで、これは当然払うべきであります。一生懸命、家族で働いて、みんなで頑張っている人もいるのに、土地も持っている、お金も持っているのに払わないのは、会員からも不平不満がありますので、その辺のところは、参加している先生方にもご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○常本委員長 ただいま、阿部委員からご指摘がございましたように、お借りしたものはお返しするという基本原則をどのように実効的に行っていくのかということの基本線に据

えながら、しかし、その背景にある様々なアイヌ民族に関わる、今、阿部委員からご紹介がございましたような歴史的な背景、あるいは、現状というものを踏まえて、ある程度柔軟に運用できるところは柔軟に、実態に即して運用できるところは実態に即するようにいうことで取りまとめられたのが、今回の運用見直しに関わる意見書だろうと私も理解しております。

もちろん、個別に見ていった場合には、もう一步踏み込んで配慮する必要がある、あるいは、可能性がないのかというご意見はあるのかもしれませんが、しかし、とりあえず考え方の筋としては、今、阿部委員のご指摘をいただいたことにとりあえず乗って検討されたものというふうに理解しているところでございます。

また、今、阿部委員から、歴史的な背景を縷々ご紹介がございました。確かに、北海道旧土人保護法に基づく様々な施策というのが住宅建替えも含めて計画されていたけれども、実際には実現されませんでした。その最大の理由は戦争だったわけですがけれども、そのみならず戦後に改めて全て問題が解決されたかということ、そうではありません。それは、国において、施策が十分に実施されなかったというところもあるでしょうし、国が本来果たすべき責務というのを自治体、住民であるという観点からどこまでカバーできるのかということ、またそれはそれとして考えていく必要があるでしょうし、また、札幌市において、そういうお気持ちがあるから、こういう委員会を設置して基本計画をつくって、その実施をしようとしているものと考えているのだろうと私も基本線は理解しております。それを札幌市のお気持ちに即して、よりよいものにしていくために、各委員の皆様からも今の阿部委員のご指摘なども踏まえてご意見をいただき、実現を図っていきたいと考えている次第でございます。

全体を含めまして、ほかにご質問、ご意見等をどうぞ。

○貝澤委員 資料3の1枚目の裏側に書いてあるのですが、平成27年度中に運用方針の改正を行うということですね。ということは、あと2カ月ちょっとでやるということでしょうか。

○事務局（赤江調整担当課長） 実際にこちらの意見書をいただいたのが12月2日ですから、当然、この意見書をいただいた上で、これを踏まえてこちらの方で改正案を検討中です。そして、年度内ということですから、遅くとも3月いっぱいまでには改正ということで、今、準備を進めているところです。

○貝澤委員 これは、あくまでも持ち家制度というか、自分の家が欲しいという人の改正ですね。そればかりではなく、同時に、住宅制度として、例えば母子家庭の方々とか障がい者の方々は市営住宅に入るときに一回分の加算などがあるのでしょうか。アイヌの人たちが市営住宅に入りたいというときにそういう検討はあったのですか。

○事務局（芝井市民生活部長） この検討委員会は、貸付制度上の問題点、運用上の問題点を議論したので、ほかの制度のことは検討委員会の場では検討していません。

我々は、通常のベースの行政の活動として、先ほどご指摘のあった市営住宅の可能性も



あるのかということは検討していますが、具体的な成果は出ていません。

○貝澤委員 あくまでも持ち家制度の見直しを進めるのであれば、住宅に困っている人たちが結果的に自分の家が欲しいとか、住むところを考えて申請するわけですから、当然、そっちの方も今後は力を入れていってほしいという要望です。ほかの母子家庭と同じように、アイヌの人たちが頼んだ場合にも加算されるような方法も是非とも取り入れてほしいと要望いたします。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○川村委員 資料3の裏の一番最初の論点2ですが、借りるときに年齢制限を設けていないことの是非とあって、今後、年齢制限を検討すべきであるとなっているのですけれども、もともと年齢制限をつけていなかったのは何かの理由があるのではないのでしょうか。

○事務局（赤江調整担当課長） 特に理由はないのですけれども、実際に貸付けの申請に来たときに、この方はどういう収入があって、例えば新築ですと25年ですが、25年で払っていけるかということをごちらで審査するわけです。過去にいろいろな状況で審査をしているのですけれども、特に理由がなくて年齢制限は設けていませんでした。

ただ、実際に今まで借りられた方を見て、返済時に80歳を超えている方はいませんので、運用方針にはないとしても、ある程度、取扱いとして返済時に何歳になるかは頭に入れた上で審査していたのかなと推測しております。特に、何か理由があって設けていないということではないと思います。

○阿部委員 今回の答弁は、ちゃんとした答弁ではありません。私は、約30年近くウタリ協会札幌支部にかかわって、住宅のこともやっていますけれども、これは市で審査をするのです。昔の住宅金融公庫だってやるわけですから、そこで通らないものが札幌市で通りますか。そういう答弁はちょっとおかしいです。だから、80歳でこの人は返せるのかとか、先ほどの保証人の問題も出てきますけれども、住宅金融公庫で通らないようなものを市が通すわけがないではないですか。幾ら当時のウタリ協会札幌支部が推薦しても、これは困りますと断られた例がたくさんあるのです。過去のことは分かりませんならいいですが、そこを無視してそういう答弁はよくないです。住宅金融公庫で通らないものを札幌市で通せますか。

○常本委員長 恐らく、先ほどの課長のご答弁は、年齢制限を独立の制限基準としていたわけではなくて、全体として返済が可能かどうかを考えると一つの要素として勘案していたのだろうというご答弁だったと思います。

○阿部委員 僕たちも大変な状況があるのです。なぜかというと、札幌にいた人はほとんどいないのです。みんな北海道の全市町村から出てきます。出てきた段階で20代の人もいれば、30代の人、40代の人もあります。来て、家族がいっぱいいて公営住宅に入れなければ、家が欲しいなと行ってやった場合に、年齢制限にひっかかって排除した例もあるということを私は言っているのです。そこら辺は、書き方がなかったからどうのこうのではなくて、そういう例があることだけは分かってほしいのです。

○常本委員長 ほかにかがででしょうか。

○多原委員 資料3の一番最後に、貸付額が17億8,400万円、人数が189人、滞納額が4億8,900万円で73人とあります。この滞納額の数字だけ出ていて、私たちも議論しているところです。この4億8,900万円について、73人の人たちが同じように支払っていないのかどうか、わずか数十名の人は何十年間も全く払っていないのか、こういったことが全く見えていないのに、マスコミで大きく報道されました。私もそうですし、会員の仲間たちも非常に不安になっております。

札幌市議会予算特別委員会で、2議員がアイヌ住宅貸付金について、いろいろと発言しています。国会がアイヌ民族を日本の先住民族として認めたときに、法的には等しく国民であったけれども、差別や貧窮を余儀なくされたという言葉があると思います。ここで、この議員は、部長に法的に差別されたことはないですねと問うているのです。法的に差別されたことがないものに対して優遇措置をすることはいかがなものか。また、札幌アイヌ協会と札幌市が行っているアイヌ民族シンポジウムにおいて“アイヌ民族の権利と補償を考える”というタイトルの講演が行われたが、これを札幌市が支持することはいかがなものかと。

とにかく歴史的なことを全く勉強しないで、こういった数字と都合のいいところだけを取り出して議会で言っている結果が、今回の運用方針見直しにつながったと思います。

制度的には貸付事業ですから、借りたものは返さなければならないと思います。いろいろな事情があって返せない人たちは、運用方針等で免除措置とか、大きな違約金を取らないという、払いやすい方法を相談するということが当たり前のことです。そうしていかなければならないと思います。基本的に、私たちアイヌ民族の歴史から置かれてきた状況を考えながら、こういったことを議論していただきたいと思います。

これは運用見直しの意見ですが、アイヌ民族も高齢化してきています。世帯人数も少なくなってきました。アイヌの住宅問題を考えるに当たって、持ち家制度ばかりでは、大きな借金を長期間背負って生活することは非常に大変です。希望する人もいますから、この制度は続けていかなければなりません。札幌市としては、並行して、アイヌ民族の住宅をどうしたらいいかということを考えていただきたいと思います。これは、札幌アイヌ協会の意見でもあります。

○常本委員長 貝澤委員、多原委員、阿部委員のご意見を私なりに総合すれば、現在、アイヌ民族の置かれている様々な住宅をめぐる状況は大変根深い歴史的な背景のあることであって、様々な具体的な制度の検討や運用に当たっては、そういった背景を踏まえて適切に運用してほしいということと、住宅に関わる制度は、これだけではなく、先ほども貝澤委員からご指摘があったように複数の制度があるわけであって、それらを総合的に適切な運用を図って住宅問題の改善に当たっていただきたいというご要望と受けとめていただければと考えております。

ほかにかがででしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、ただいまの報告についてはここまでとさせていただきます。  
以上で、本日用意した議事は全て終了でございます。

### 3. 事務連絡

○常本委員長 最後に事務局から何か連絡があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(生野アイヌ施策課長) 本日は、貴重なご意見をありがとうございました。

今後の会議のスケジュールでございますが、次回の委員会は3月の開催を予定しております。

議事につきましては、平成28年度にアイヌ施策課が取り組む施策についての説明等を予定しております。詳しい日程につきましては、後日、委員の皆様と調整させていただきます。

以上でございます。

### 4. 閉 会

○常本委員長 それでは、本日は、長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第2回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

以 上